

## 特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書

12月6日の深夜、安倍内閣は多くの国民が慎重審議や反対を求める世論を無視し、国会での圧倒的な多数与党の力で強行的に特定秘密保護法を成立させた。同法は、我が国の安全保障に関する情報のうち、特に秘匿する必要がある情報として、「防衛」「外交」「特定有害活動防止」「テロ活動防止」の4分野を特定秘密に指定することにより、その漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

しかし、その実態は国民の「知る権利」を著しく制限し、何が特定秘密か知らないうちに市民が情報漏えい者として重罪に科される恐れのある、まさに市民生活や言論・表現の自由を脅かしかねない極めて憂慮すべき法律である。

国民の「知る権利」や情報公開の拡大は民主主義社会の根幹にかかわる問題であるが、同法はまったくこれに相反し、特定秘密の範囲があまりにも広く、定義もあいまいで、乱用される危険性が高く、市民団体の情報収集活動も標的にされ、委縮が懸念される。また、特定秘密を取り扱うため「適正評価」の対象が公務員だけでなく、防衛産業や大学の関係者、一般市民も対象とされ、プライバシーが丸裸にされ、応じなければ仕事上、不利益をこうむる可能性がある。取材や報道の自由も侵害され、法律の拡大解釈で政府への反対活動も規制されかねず、じわじわと抑圧的な社会になる恐れが懸念される。

特に、米軍基地が集中し、日常的に基地のしわ寄せを余儀なくされる沖縄は秘密の対象となる「防衛秘密」や「外交秘密」と深くかかわり、影響を最も受けやすい地域である。それゆえ、県民みずからの生命財産を守るための実態把握さえもできなくなり、憲法で保障された権利が制限されることになる。

直近の共同通信社による世論調査でも、同法への反対60.3%、修正・廃止が82.3%にも上り70.8%が不安を感じる調査結果となっているが、これはいかに、同法が拙速的で慎重審議にかけ国民の声を顧みなかったかの証左でもある。

よって、本町議会は国民の知る権利や言論・表現の自由及び町民の生命財産を守る立場から、特定秘密保護法の廃案を強く求める。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

平成25年12月13日

沖縄県西原町議会

あて先 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長